特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険（資格・給付）関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西海市は、国民健康保険資格管理事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民健康保険資格管理事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先事業者との間に個人情報の保護及び取り扱いに関する契約を締結し、不正利用対策を講じている。

評価実施機関名

西海市長

公表日

令和2年10月16日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険　資格　給付（高額療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事差額）
②事務の概要	西海市は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係（保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証）の発行、送付を行う。 また、国民健康保険加入者の病院での診療明細情報（レセプト）の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理を行っている。 オンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム　国民健康保険給付システム　中間サーバー　団体内統合宛名システム　口座管理システム　国保情報集約システム　医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル　3.　レセプト情報ファイル、4.　高額療養費支給情報ファイル、5. 国保療養費支給情報ファイル、6. 出産育児一時金支給情報ファイル、7, 葬祭費支給情報ファイル、8. 食事差額療養費支給情報ファイル、9.宛名基本ファイル　10.口座情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法第9条第1項　別表第一　項番30 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 （別表第二における情報照会の根拠） ：項番42、43 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 　別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西海市　保健福祉部　健康ほけん課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西海市　総務部　総務課　電話：0959-37-0011　住所：西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西海市　総務部　総務課　電話：0959-37-0011　住所：西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月18日	I-5②所属長の役職名	健康ほけん課長　平尾　満明	課長	事後	項目名の変更による記載変更
平成31年1月18日	Ⅳリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
R2.10.12	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係（保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証）の発行、送付を行う。 また、国民健康保険加入者の病院での診療明細情報（レセプト）の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理を行っている。	西海市は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係（保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証）の発行、送付を行う。 また、国民健康保険加入者の病院での診療明細情報（レセプト）の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理を行っている。	事後	
R2.10.12	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム　国民健康保険給付システム　中間サーバー　団体内統合宛名システム　口座管理システム	国民健康保険システム　国民健康保険給付システム　中間サーバー　団体内統合宛名システム　口座管理システム　国保情報集約システム　医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
R2.10.12	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 　法令上の根拠	●番号法第9条第1項　別表第一　項番30 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	●番号法第9条第1項　別表第一　項番30 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
R2.10.12	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステ 　ムによる情報連携 ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、88 （別表第二における情報照会の根拠） ：項番42、43 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 　別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	●番号法附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 （別表第二における情報照会の根拠） ：項番42、43 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 　別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
R2.10.12	Ⅱ．しきい値判断項目 1．対象人数 　いつ時点の計数か	平成31年1月7日時点	令和2年10月1日時点	事後	
R2.10.12	Ⅱ．しきい値判断項目 1．取扱者数 　いつ時点の計数か	平成31年1月7日時点	令和2年10月1日時点	事後	